

「第9期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）」についての意見募集結果

○ 意見提出者数 利害関係者 1人

○ 意見項目数 5件

意見番号	項目番号	ご意見の内容 (概要)	該当する ページ	該当箇所	意見に対する 羽生市の考え方	対応について
1	1	若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方への具体的な支援策について記して下さい。	76	基本目標4 認知症高齢者に対する支援、その他事業、介護保険給付以外のサービスの提供	第2号被保険者のうち、特定疾病を患い、様々な障がいのある方も相談支援の対象となっています。 このため、個別に若年性認知症や脳卒中の後遺症等による高次脳機能障害の方についての具体的な支援策を計画に記載することは予定していませんが、若年性認知症や高次脳機能障害の方も含め、適切なサービスにつながるよう、支援してまいります。	計画（案）のとおりとします。
	2	「新規認定調査員に対する市独自の研修等」により、認定調査員の方が若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえでの対応ができるよう、（世田谷区の取り組みなどを参考に、）研修などでの体制を整備して行って下さい。	49	基本目標5 持続可能で質の高い介護サービスの充実	新規認定調査員に対しては、県が主催する認定調査員新規研修を受講することとしています。 市としましては、適切な認定調査が行われるよう、新規認定調査員だけでなく、現任の調査員に対しても、若年性認知症や高次脳機能障害を含めた事例に対応できるよう、必要に応じて研修等を検討してまいります。	計画（案）のとおりとします。

	3	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援で、地域包括支援センターが福祉分野と連携し、相談支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい。	5 6	(1) 地域包括支援センターの相談・支援機能の充実と機能強化	「第3節 基本目標」のうち、「基本目標1 包括的支援の強化」の中で、「複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増える中、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野など他分野との連携をより強化し支援していきます。」としています(P47)。 各地域包括支援センターでは、特定疾病を患い、介護保険サービスの利用ができる第2号被保険者の方を含め、支援を必要とする様々な方に対しては、各分野の関係機関と連携し、相談支援ができる体制を整備しています。	計画(案)のとおりにします。
	4	医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても計画に記して下さい	7 1	3 医療と介護の連携促進	「第3節 基本目標」のうち、「基本目標1 包括的支援の強化」の中で、「複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増える中、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野など他分野との連携をより強化し支援していきます。」としています(P47)。 高次脳機能障害の方を含め、支援を必要とする様々な方に対し、相談機能を充実	計画(案)のとおりにします。

		い。			させ、適切なサービスにつなげておるところです。 ケアパスの整備については、ご意見を参考にさせていただき、今後の在宅医療・介護連携推進事業の中で研究してまいります。	
5	介護支援専門員の方などに、段階的、系統的な研修や課題に対応するために必要な支援を行うにあたって、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方への支援についても、地域ケア会議等で取り扱っていただくと共に、ケアマネの方などに系統的な研修を実施して下さい。	84	②地域ケア会議	各地域包括支援センターにおいて、高次脳機能障害の方を含め、支援を必要とする方の様々な課題に対し、検討を行う地域ケア個別会議を実施しております。障がい福祉サービスなどを含め、必要とされる支援や適切なサービスにつなげています。 また、市内の介護支援専門員で構成される介護支援専門員連絡協議会に対し、市主催の研修会を年に数回実施しており、研修テーマは課題となっていることの解決に向けたものとしております。ご意見を参考にさせていただき、今後開催する際の研修テーマとして取り扱うよう、検討してまいります。	計画(案)のとおりにします。	